

第152期 決算公告

2022年6月22日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
取締役社長 梅田 圭

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け	1,923,672	預 金		2,571,352
現 預 け		2,453	当 座 預 金		47,387
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証		1,921,219	普 通 預 金		604,043
買 入 金 銭 債 権		20,046	通 知 預 金		3,682
金 銭 の 信 託		35,314	定 期 預 金		1,895,914
有 価 証 券		26,556	そ の 他 の 預 金		20,325
社 株 の 他 の 証 券		288,530	譲 渡 性 預 金		691,880
貸 出 の 証 券		86,426	コ ー ル マ ネ ー 金		603,990
割 引 手 形 付 付 越 替		185,666	借 入 金		300,000
手 形 書 貸 付 付 越 替		16,438	借 入 金		300,000
当 座 貸 付 越 替		3,192,348	信 託 勘 定 借 債		1,167,284
外 国 為 替 預 け 産 貸 用 益 品 金 産 産 物 地 産 産		116	そ の 他 負 債		31,317
外 国 他 店 預 け 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		9,209	未 決 済 為 替 借 債		19
そ の 他 他 資 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		2,931,105	未 未 払 法 人 税 等		2,205
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		251,917	未 未 払 費 用		7,934
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		3,898	未 前 受 取 益		291
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		3,898	金 融 派 生 商 品 務 債 金 産 産		888
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		255,755	資 産 除 去 の 負 債		1,023
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		12	賞 与 引 当 金		18,953
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		1,828	変 動 報 酬 引 当 金		2,741
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		23,185	退 職 給 付 引 当 金		272
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		8,635	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金		4,935
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		80,919	移 転 損 失 引 当 金		992
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		141,173	繰 延 税 金 負 債		3,061
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		100,132	支 払 承 諾		17,484
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		31,513	負 債 の 部 合 計		14,100
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		65,653			5,409,413
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		2,965	(純資産の部)		
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		21,728	資 本 剰 余 金		247,369
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		20,077	資 本 準 備 金		15,505
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		271	利 益 剰 余 金		15,505
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		1,379	利 益 準 備 金		296,471
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		66,607	そ の 他 利 益 剰 余 金		150,297
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		14,100	繰 越 利 益 剰 余 金		146,174
未 決 済 為 替 産 貸 用 益 品 金 産 産 産 物 地 産 産		△2,470	自 己 株 式		146,174
			株 主 資 本 合 計		△79,999
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		479,346
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		57,707
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△246
			純 資 産 の 部 合 計		57,460
資 産 の 部 合 計		5,946,221	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		536,807
					5,946,221

損益計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		173,959
信託報酬	61,028	
資金運用収益	26,345	
貸出金利息	19,640	
有価証券利息配当金	4,926	
コールローン利息	8	
債券貸借取引受入利息	2	
預け金利息	1,609	
その他の受入利息	158	
役員取引等収益	79,058	
受入為替手数料	230	
その他の役員収益	78,828	
その他業務収益	369	
外国為替売買益	10	
国債等債券売却益	11	
その他の業務収益	347	
その他経常収益	7,157	
貸倒引当金戻入益	711	
償却債権取立益	4	
株式等売却益	4,136	
金銭の信託運用益	657	
その他の経常収益	1,647	
経常費用		123,363
資金調達費用	7,049	
預金利息	296	
譲渡性預金利息	57	
コールマネー利息	2	
借入金利息	505	
金利スワップ支払利息	1,299	
その他の支払利息	4,887	
役員取引等費用	36,795	
支払為替手数料	269	
その他の役員費用	36,525	
特定取引費用	640	
特定金融派生商品費用	640	
その他業務費用	12	
国債等債券売却損	4	
金融派生商品費用	5	
その他の業務費用	2	
営業経費用	75,132	
その他経常費用	3,733	
貸出金償却	75	
株式等売却損	261	
株式等償却	153	
その他の経常費用	3,242	
経常利益		50,595
特別利益		7,742
退職給付信託返還益	7,742	
特別損失		443
固定資産処分損失	264	
減損損失	179	
税引前当期純利益		57,894
法人税、住民税及び事業税	10,651	
法人税等調整額	4,559	
法人税等合計		15,210
当期純利益		42,683

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

す。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は210百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 変動報酬引当金

当行の役員及び常務執行役員等に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 移転損失引当金

移転損失引当金は、本店の移転に伴う損失に備えるため、不動産賃貸借契約の解約不能期間において発生すると見込まれる損失額を計上しております。

7. 収益の計上方法

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は、収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されます。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料、遺言手数料が含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。遺言手数料は、遺言の執行受託や遺産整理等の役務の提供の対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、株式等の常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、SPC事務の受任手数料、年金関連手数料、生命保険の販売手数料等が含まれております。SPC事務の受任手数料は、SPC事務に係るサービスの対価として受領する手数料であり、契約時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。年金関連手数

料は、年金関連の投資顧問に係るサービスの対価として受領する手数料が主なものであり、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として收受し、顧客との取引日の時点で認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という）を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- ① 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- ② キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りです。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ

ヘッジ手段…主に金利スワップ取引

ヘッジ対象…主に金融資産等

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

当事業年度から、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループを連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当事業年度の貸借対照表、損益計算書及び1株当たり情報に与える影響はありません。

表示方法の変更

(「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその金額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,470百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

なお、損失発生の可能性が高いと判断された信用リスクの特性が類似するポートフォリオにおいては、予想損失額の必要な修正を行っております。ポートフォリオの損失発生の可能性については、信用リスク管理の枠組みも活用し、外部環境の将来見込み等を踏まえて判断しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する与信先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の必要な修正等に使用する外部環境の将来見込み」であります。

「内部格付の付与及びキャッシュ・フロー見積法に使用する与信先の将来の業績見通し」は、与信先の業績、債務履行状況、業種特性や事業計画の策定及び進捗状況等に加え、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢の影響も

踏まえた収益獲得能力等に基づき設定しております。

「予想損失額の必要な修正等に使用する外部環境の将来見込み」は、マクロ経済シナリオ等に基づき設定しております。

具体的には、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症に加え、ロシア・ウクライナ情勢等を踏まえたシナリオを用い、当該シナリオには GDP 成長率の予測、資源価格や為替などの金融指標、業種ごとの事業環境の将来見通し及びロシア内外の経済制裁影響等を含んでおり、これらの影響により将来発生すると見込まれる予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

国内外の景気動向、特定の業界における経営環境の変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じ、与信関係費用の増加による追加的損失が発生する可能性があります。

2. 金融商品の時価評価

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

金融資産	98,109 百万円
金融負債	888 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「(金融商品関係)」 「2. 金融商品の時価等に関する事項(注1) 金融商品の時価の算定方法」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、金利、為替レート等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、割引率等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 前払年金費用及び退職給付引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

前払年金費用	66,607 百万円
退職給付引当金	4,935 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度や退職一時金制度を設けております。前払年金費用及び退職給付引当金は、死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて計算されております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「年金数理上の仮定」であります。死亡率、退職率、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、予定昇給率など、いくつかの年金数理上の仮定に基づいて前払年金費用及び退職給付引当金の金額を計算しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

実際の結果との差異や主要な仮定の変更が、翌事業年度の計算書類において前払年金費用及び退職給付引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて繰延税金資産及び繰延税金負債の額を計上しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 37,492百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付けに供している有価証券は20,032百万円であります。

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	348百万円
危険債権額	11,206百万円
要管理債権額	1,580百万円
三月以上延滞債権額	23百万円
貸出条件緩和債権額	1,556百万円
小計額	13,134百万円
正常債権額	3,194,804百万円
合計額	3,207,938百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分

できる権利を有しておりますが、その額面金額は116百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

貸出金 88,112百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,923百万円

また、「その他の資産」には、保証金6,261百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,428,385百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,106,959百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 18,846百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 826百万円
9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託832,808百万円であります。
10. 関係会社に対する金銭債権総額 15,629百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額 31,958百万円
12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、4,432百万円であります。

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国際統一基準）は24.40%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	62百万円
役務取引等に係る収益総額	1,841百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	48百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	5,613百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	360百万円
その他の取引に係る費用総額	4,178百万円

2. 「その他経常収益」には、不動産賃貸料 837 百万円を含んでおります。

「その他経常費用」には、本店加速度償却 654 百万円、本店移転等関連費用 486 百万円を含んでおります。

3. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	被所有 直接 100%	預金取引関係 役員の兼任等	自己株式の取得 (注)	79,999	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)自己株式の取得価格は、独立した第三者による価格評価書等を勘案して決定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

信託銀行業を中心とする当行は、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金や、国債、株式などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（市場リスク）及び、市場の混乱等で市場において取引ができなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）に晒されております。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当行の財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当行が保有する金融資産・負債に係る金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しております。

ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理への取り組み

当行では、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当行では、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当行全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当行は、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

② 総合的なリスク管理

当行では、当行が保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリス

ク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、リスク単位毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行全体として保有するリスクが当行の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

③ 信用リスクの管理

当行では、取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、経営政策委員会である「BSリスクマネジメント委員会」や「クレジット委員会」において、当行のクレジットポートフォリオ運営、与信先に対する取引方針等について総合的に審議・調整を行っております。リスク管理グループ長は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管しております。与信企画部は、信用リスクの計測・モニタリングや信用リスク管理に係る基本的な企画立案、推進等を行っております。副部門長（審査担当）は、審査に関する事項を所管し、主に個別与信の観点から信用リスク管理を行っております。審査担当各部は、個別与信案件に係る審査、管理、回収等を行っております。また、業務部門から独立した内部監査グループの業務監査部において、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

当行の信用リスク管理は、相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用VAR）、及び信用VARと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しております。また、特定企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」を制御するためにガイドラインを設定しています。

④ 市場リスクの管理

当行では、取締役会が市場リスク管理に関する重要事項を決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「BSリスクマネジメント委員会」を設置し、ALM運営・リスク計画・市場リスク管理に関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議等を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く態勢としております。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管しております。リスク統括部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミ

ットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。リスク統括部は、当行全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。バンキング業務については、VARによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

このようにVARに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベースポイントバリュー）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

当行は、特定取引勘定廃止による業務縮小に伴い、2021年10月以降トレーディング業務における市場リスク量（VAR）による管理を廃止しております。

⑤ 市場リスクの状況

i. バンキング業務

当行のバンキング業務における市場リスク量（VAR）の状況は以下のとおりとなっております。

バンキング業務のV A Rの状況

(単位：億円)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年度末日	14
最大値	26
最小値	14
平均値	21

【バンキング業務の定義】

政策保有株式（政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引）以外の取引で主として以下の取引

(ア) 預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

(イ) 株式（除く政策保有株式）、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しております。

【バンキング業務のV A Rの計測手法】

V A R : ヒストリカルシミュレーション法

定量基準 : ①信頼区間 片側 99% ②保有期間 1ヵ月 ③観測期間 3年

ii. 政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務と同様に、V A R及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当事業年度末における政策保有株式のリスク指標（株価指数 TOPIX 1%の変化に対する感応度）は 14 億円です。

〈V A Rによるリスク管理〉

V A Rは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、V A Rの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・ V A Rの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・ 過去の市場の変動をもとに推計したV A Rの値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するものではないこと。
- ・ 設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提にしているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、V A Rの値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・ 設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当行でV A Rの計測手法として使用しているヒストリカルシミュレーション法は、リスクファクターの変動及びポートフォリオの時価の変動が過去の経験分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。

当行では、V A Rによる市場リスク計測の有効性をV A Rと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、V A Rに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A Rのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

⑥ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行の流動性リスク管理態勢は、基本的に前述「④市場リスクの管理」の市場リスク管理態勢と同様ですが、これに加え、グローバルマーケット部門長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、資金証券部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、B Sリスクマネジメント委員会、経営会議及び社長に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いております。流動性リスクに関するリミット等は、B Sリスクマネジメント委員会での審議を経て決定しております。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当行の資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金預け金、債券貸借取引支払保証金、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、信託勘定借は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	35,314	35,357	43
(2) 金銭の信託	24,195	24,195	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	237,253	237,253	-
(4) 貸出金	3,192,348		
貸倒引当金（*1）	△2,367		
	3,189,981	3,200,906	10,924
資産計	3,486,744	3,497,712	10,967
(1) 預金	2,571,352	2,572,734	1,381
(2) 借入金	300,000	300,000	-
負債計	2,871,352	2,872,734	1,381
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	266	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	7,480	-	-
デリバティブ取引計	7,747	7,747	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 買入金銭債権

買入金銭債権については、債権の性質上短期のもの等を除き、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としております。債権の性質上短期のもの等については、時価は簿価に近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、投資信託は、公表されている基準価格等によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスク等を考慮したうえで市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分のデリバティブ取引が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いる主なインプットは、金利や為替レート等であります。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次の通りです。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
① 市場価格のない株式等 (*1)	45,676
② 組合出資金等 (*2)	7,462

- (*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (3) 当事業年度において、0百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2022年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、全て市場価格がありません。貸借対照表計上額は、子会社・子法人等株式34,742百万円、関連法人等株式2,750百万円であります。

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	131,424	54,314	77,109
	債券	84,048	83,237	811
	国債	-	-	-
	社債	84,048	83,237	811
	その他	2,568	2,130	437
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	2,568	2,130	437
	小計	218,041	139,682	78,359
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	16,833	22,121	△5,287
	債券	2,377	2,400	△22
	国債	-	-	-
	社債	2,377	2,400	△22
	その他	3,048	3,048	△0
	買入金銭債権	3,047	3,047	-
	その他	0	0	△0
	小計	22,258	27,569	△5,310
合計		240,300	167,251	73,048

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	8,183
組合出資金	5,101
合計	13,285

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8,523	4,077	255
債券	985	0	4
国債	—	—	—
社債	985	0	4
その他	514	12	—
外国証券	3	1	—
買入金銭債権	—	—	—
その他	510	10	—
合計	10,023	4,090	259

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当事業年度における減損処理額は、153百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	26,556	26,556	—	—	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	789百万円
有価証券有税償却	7,766
退職給付引当金	1,511
有価証券(退職給付信託拠出分)	13,382
移転損失引当金	937
その他有価証券評価差額	404
繰延ヘッジ損益	108
その他	<u>4,485</u>
繰延税金資産小計	29,386
評価性引当額	<u>△7,717</u>
繰延税金資産合計	<u>21,669</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△16,117
前払年金費用	△20,395
その他	<u>△2,641</u>
繰延税金負債合計	△39,153
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△17,484</u> 百万円

(表示方法の変更)

「退職給付引当金」、「有価証券等(退職給付信託拠出金分)」及び「前払年金費用」は、金額の重要性が増した事等により、当事業年度より表示方法を変更しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	経常収益	173,959
うち役務取引等収益	79,058	
	証券関連業務手数料	2,612
	預金・貸出業務手数料(注) 1	1,584
	信託関連業務	66,108
	代理業務手数料	2,303
	その他の役務収益	6,448
うち信託報酬	61,028	
うちその他の経常収益(注) 1	33,873	

(注) 1. 収益認識会計基準の対象となる契約による収益が一部含まれております。

2. 上記の表に記載されている収益認識会計基準の対象となる契約による収益に関しては、主に「リテール・事業法人部門」、「大企業・金融・公共法人部門」から発生しております。

2. 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等については、貸借対照表上、その他資産及びその他負債に計上しています。当事業年度において、契約資産及び契約負債の残高等に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度において、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。なお、1年以内の契約及び当行が請求する権利を有している金額で収益を認識することができる契約については注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	91円55銭
1株当たりの当期純利益金額	6円70銭

(重要な後発事象)

(株式譲渡による子会社の異動)

当行及び当行と同一の親会社を持つ会社である株式会社みずほ銀行は、ローン保証業務に関するグループベースの業務最適化・構造改革の深堀を目的として、みずほトラスト保証株式会社及び株式会社みずほ銀行の子会社であるみずほ信用保証株式会社の統合によるグループ子会社の再編を2022年4月1日付けで行っております。

当該再編に先立ち当行は株式譲渡契約を締結し、株式会社みずほ銀行に対して、当行が保有するみずほトラスト保証株式会社の株式を2022年4月1日付けで譲渡いたしました。

(1) 譲渡対象会社と当行との取引関係

債権保証取引関係・預金取引関係・業務委託関係

(2) 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況、譲渡価額、譲渡損益

① 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況

(ア) 異動前の所有株式数 10,200,000 株 (議決権所有割合：100.0%)

(イ) 譲渡株式数 10,200,000 株

(ウ) 異動後の所有株式数 0 株 (議決権所有割合：0.0%)

② 譲渡価額：5,004 百万円

③ 譲渡損益：2023年3月期において、約3,291 百万円を特別利益に計上

第152期末（2022年3月31日現在）信託財産残高表

みずほ信託銀行株式会社

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	497,185	金 銭 信 託	29,909,179
有 価 証 券	69,195	年 金 信 託	3,173,021
信 託 受 益 権	72,257,621	財 産 形 成 給 付 信 託	4,918
受 託 有 価 証 券	410,287	投 資 信 託	21,571,181
金 銭 債 権	23,217,982	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	2,183,821
有 形 固 定 資 産	10,046,952	有 価 証 券 の 信 託	14,655,986
無 形 固 定 資 産	338,900	金 銭 債 権 の 信 託	22,151,505
そ の 他 債 権	1,407,528	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	517,050
銀 行 勘 定 貸	1,167,284	包 括 信 託	15,762,288
現 金 預 け 金	521,425	そ の 他 の 信 託	5,413
合 計	109,934,364	合 計	109,934,364

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額69,963,260百万円が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産 177,791百万円
5. 元本補填契約のある信託の債権（※）3,825百万円のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額及び、貸出条件緩和債権額は、取扱残高はありません。
- (※) 元本補填契約のある信託の債権（社債（当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）をいう。）のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権及び正常債権の額並びに破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額を記載する。ただし、元本補填契約のある信託がない場合は、当該信託の取扱残高がない旨を記載する。

(付) 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	3,825	元 本	832,808
有 価 証 券	1	債 権 償 却 準 備 金	12
そ の 他	829,072	そ の 他	77
計	832,898	計	832,898

注. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。